

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
 軽微変更証明申請手数料

当初申請手数料算定表

非住宅部分の床面積	モデル建物法	その他の場合
2,000m ² ~ 5,000m ² 未満	264,000	563,000
5,000m ² ~ 10,000m ² 未満	339,000	689,000
10,000m ² ~ 25,000m ² 未満	415,000	823,000
25,000m ² ~ 50,000m ² 未満	482,000	935,000
50,000m ² ~	644,000	1,187,000

変更申請（軽微変更該当証明申請）手数料算定表

変更部分における 非住宅部分の床面積	モデル建物法	その他の場合
300m ² 未満	93,000	238,000
300m ² ~ 2,000m ² 未満	158,000	388,000
2,000m ² ~ 5,000m ² 未満	264,000	563,000
5,000m ² ~ 10,000m ² 未満	339,000	689,000
10,000m ² ~ 25,000m ² 未満	415,000	823,000
25,000m ² ~ 50,000m ² 未満	482,000	935,000
50,000m ² ~	644,000	1,187,000

		床面積 ¹	金額		備考
非住宅部分	モデル建物法 ²	m ²		円	
	その他の場合	m ²		円	
計		m ²	計	円	

- 床面積は非住宅部分の床面積を記入する。変更判定申請(軽微変更該当証明)の場合は、変更部分における非住宅部分の床面積を記入する。
増改築工事における申請の場合、既存部分における非住宅部分の床面積を含む。
施行令第4条に規定する常時外気に開放された部分を含む。
- モデル建物法とは、基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準により適合確認をする方法をいう。